

大船渡市都市計画審議会条例

平成12年 3 月15日

条例第 2 号

改正 平成14年 3 月18日条例第14号

平成24年 5 月15日条例第17号

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の 2 第 1 項の規定に基づき、その権限に属させられた事項を調査審議させるため、大船渡市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する委員をもって組織する。

(1) 学識経験のある者 8 人以内

(2) 市議会の議員 4 人以内

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、市長が招集する。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、災害復興局において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

2 大船渡市都市計画審議会条例（昭和44年大船渡市条例第31号）は、廃止する。

附 則（平成14年 3 月18日条例第14号）

この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 5 月15日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令
(昭和 44 年政令第 11 号)

最終改正 平成 11 年 11 月 10 日政令第 352 号

内閣は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条第 3 項の規定に基づき、この政令を制定する。

（趣旨）

第 1 条 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会（以下「審議会」と総称する。）の組織及び運営の基準に関しては、この政令の定めるところによる。

（都道府県都市計画審議会の組織）

第 2 条 都道府県都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者、市町村長を代表する者、都道府県の議会の議員及び市町村の議会の議長を代表する者につき、都道府県知事が任命するものとする。

2 都道府県知事は、前項に規定する者のほか、関係行政機関の職員のうちから、都道府県都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。

3 前 2 項の規定により任命する委員の数は、11 人以上 35 人以内とするものとする。

4 都道府県都市計画審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができるものとする。

5 都道府県都市計画審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができるものとする。

6 臨時委員及び専門委員は、都道府県知事が任命するものとする。

（市町村都市計画審議会の組織）

第 3 条 市町村都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき、市町村長が任命するものとする。

2 市町村長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは都道府県の職員又は当該市町村の住民のうちから、市町村都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。

3 前 2 項の規定により任命する委員の数は、5 人以上 35 人以内（[地方自治法](#)（昭和 22 年法律第 67 号）[第 252 条の 19 第 1 項](#) の指定都市にあつては、9 人以上 35 人以内）とするものとする。

4 前条第 4 項から第 6 項までの規定は、市町村都市計画審議会について準用する。この場合において、同条第 6 項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

（会長）

第 4 条 審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定めるものとする。

（議事）

第 5 条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができないものとする。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

（常務委員会）

第6条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため常務委員会を置くことができるものとする。

附 則 抄

- 1 この政令は、都市計画法の施行の日から施行する。
- 2 都市計画審議会令（大正8年勅令第483号）は、廃止する。

附 則 （平成11年11月10日政令第352号） 抄
（施行期日）

第1条 この政令は、平成12年4月1日から施行する。